

1 社随意契約する理由

工 事 名	<p>特下朝第3号 朝日浄化センター 1系曝気攪拌装置制御用タイマー等取替工事</p>
1 社随意契約する理由	<p>村上市財務規則第133条第3項第2号（性質・目的）の規定による。</p> <p>この工事は、朝日浄化センター内に設置されている 1-2系曝気攪拌装置制御用タイマー及び1系計装機器類（以下、「タイマー」）の取替工事である。</p> <p>このタイマーは、曝気時間や汚泥引抜時間等を制御し、適切な水処理を行っていくために重要な機器であるが、経年劣化等の影響により設定変更が不可能となったため、タイマーの取替を行うことにより不具合の解消を図る。</p> <p>現在、使用しているタイマーは株式会社東芝製であり、他社製品では既存のシステムとの互換性を保つことができない。</p> <p>契約相手方である東芝インフラシステムズ株式会社は株式会社東芝製の機器を専門に扱う東芝グループの会社であり、取替をするタイマーの取り扱いができる唯一の業者であるため1社随意契約することとしたい。</p>
随意契約の相手方	<p>新潟市中央区万代3丁目1番1号 東芝インフラシステムズ 株式会社 新潟支店 統括責任者 長竹 輝和</p>